



活動組織の皆さんにお知らせします。

## 1 【長寿命化】の活動について

平成 27 年度から農地維持支払及び資源向上支払（共同）の交付金の中から、【長寿命化】の活動に取り組むことができます。

ただし、以下に留意してください。

- ① 活動計画書に、農地維持及び資源向上（共同）で行う (A) 及び (B) の【長寿命化】の活動内容を記載し、**事業計画の変更の手続き**を行うこと。（新規地区では事業計画の認定）
- ② (A) 及び (B) の【長寿命化】の活動に活用できる金額は、毎年度の農地維持及び資源向上（共同）の**交付金の 3 割以内**となります。
- ③ また、(A) 及び (B) の【長寿命化】に活用する金額について、農地維持支払・資源向上支払（共同）で実施する活動の**日当などの節減で【捻出】したことを明確にするために、支出を伴わないこれらの活動内容を活動記録に記載することが必要**となります。

例えば、3割相当分を①**草刈共同作業の 1 回分の全てを無償とする**。又は、②**日当を活動時間 8 時間のうち、5時間分は支払い、3時間分は無償（ボランティア）とするなど**。

### <経費捻出のイメージ図>

(A) 農地維持支払	(B) 資源向上支払（共同）	(C) 資源向上支払（長寿命化）
※3割以内を捻出し【長寿命化】の活動を実施		

※農地維持支払と資源向上支払(共同)のそれぞれ3割以内

### <Q&A>

Q1：従来から、資源向上支払（長寿命化）の交付金が交付されている活動組織も、対象となるのか。

A1：対象となります。ただし、(C) 従来の資源向上支払（長寿命化）で行う活動と、(A) 農地維持支払・(B) 資源向上支払（共同活動）として行う活動を、区分する必要があります。

Q2：農地維持支払及び資源向上支払（共同）の交付金を、(C) 資源向上支払（長寿命化）の交付金に会計上、使えるか。

A2：使いません。

Q3：農地維持支払及び資源向上支払（共同）の交付金を、(A) 及び (B) 【長寿命化】の活動に活用することとして、次年度に持越し（繰越し）できるか。

A3：できません。また、前年度からの「持越し」を【長寿命化】の活動に活用することもできません。

## 2 共同で行う活動の形態について

草刈や泥上げ等の共同活動を行うにあたり、構成員が一同に集まって行うことが困難な場合は、一定の期間を定めた上で活動日や活動時間、活動範囲を分け、それぞれで活動する形態でも共同活動として見なされます。

### 3 農道の取扱いについて

①農地維持支払では農道の砂利補充が、②資源向上支払（共同）では農道の補修が、③資源向上支払（長寿命化）では農道の舗装などが可能となっていますが、市町村が管理している農道や市町村道（道路法上）については、当然のことながら市町村が行うため対象となりません。

しかし、慣行で地域が管理している場合、又は管理者と協定締結若しくは計画認定済みの場合は、対象とすることができます。

ただし、**市町村道（道路法上）の認定道路は、たとえ慣行として地域が管理していても、資源向上支払（長寿命化）の活動では対象外**となりますので留意してください。

**事務局の皆さんは以下について留意願います。**

### 4 総会資料の配布（回覧）について

総会や運営委員会は、活動組織の最終的な意志決定を行うものであることから、各構成員に議決事項等を周知することが重要です。

このことから、総会の**欠席者及び委任状提出者には、総会資料及び議事録を配布**しなければなりません。特に委員会方式（集落の代表者）により運営する広域活動組織については、構成団体の代表者を通じてそれぞれの集落の構成員に確実に配布（回覧）してください。

### 5 活動記録における写真について

当協議会では、平成26年度に活動記録をパソコンで作成する「多面的機能支払交付金活動支援システム」を皆さんにCD-Rで配布しており、その中に写真整理帳を作成するエクセルファイルも収録しておりますが、パソコンで写真を整理するのが面倒との声を伺っております。

パソコンで印刷した作業写真整理帳の様式に**プリントした写真を貼り付けての提出も可能**ですのでご検討ください。

### 6 会計の事務処理における留意事項について

活動組織の事務処理を適正に行うために、以下に留意してください。

- ① 支出に係る領収書は、金額や数量の根拠となるものであるため、全て保管しておくこと。
- ② 金銭出納簿と領収書の内容は一致していること。
- ③ 日当を現金で支払う場合は、受領印又はサインをもらうこと。（代理人の場合は委任状が必要）
- ④ 預金通帳と金銭出納簿の残高は一致していること。（現金での保管はダメ）
- ⑤ 総会は規約で定められた期間内に開催すること。
- ⑥ 広域活動組織では、各集落が合意を形成する具体的な方法（総会等）を集落で定め、この方法で合意を得た各集落の年度実施計画を運営委員会に提出すること。

### 7 現地指導専門員の活用について

当協議会では岩手県土地改良事業団体連合会に業務委託を行い、**3名の現地指導専門員を中心に、活動組織に対する事務及び技術指導や助言等**を行っております。

市町村長からの依頼により随時対応しますので、お気軽に最寄りの市町村へご相談ください。

【お問い合わせ先】 岩手県多面的機能支払推進協議会事務局  
（岩手県土地改良事業団体連合会内）

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1

TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260